

## 長野県本人確認情報保護審議会 会議録

- 日 時 平成 29 年 10 月 23 日（月）午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分
- 場 所 長野県庁 議会棟 403 号会議室
- 出席委員 徳竹初男委員、高野尾三穂委員、松江英明委員、正木享委員、五味睦和委員、澤口久美子委員
- 県出席者 小岩正貴企画振興部長、竹内善彦市町村課長、塩沢宏昭情報政策課長ほか
- 議 題  
以下の項目について別紙のとおり審議を行った。

### 1 議 事

- (1) 本人確認情報の県事務利用状況について
- (2) 県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査経過報告）について
- (3) 本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

### 2 その他

- (1) 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

(司会)

それでは、定刻より若干早いところでございますけれども、ただ今から「長野県本人確認情報保護審議会」を開会いたします。

それでは、開会にあたりまして、小岩県企画振興部長から御挨拶を申し上げます。

(小岩企画振興部長)

皆さんこんにちは。県企画振興部長の小岩でございます。

審議会の開会にあたりまして、私の方から一言御挨拶を申し上げます。

徳竹会長をはじめ、本審議会委員の皆様方には日頃より長野県政への推進に御理解・御協力をいただいておりますこと、改めまして御礼を申し上げます。

また、本日も公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

いわゆる住基ネットについてでございますけれども、ご承知のとおり、運用開始から15年が経過をいたしました。この間、全国的に見ましても本人確認情報の流出といった大きなセキュリティ上の事故は無く、安定した稼働を続けているところでございます。

この本人確認情報の利用状況を見ますと、国の行政機関での利用は年間で約5億9千万件、6億近い利用がされておりますし、また、本県における利用状況を見ましても、パスポートの申請ですとか、あるいは、いわゆるマイナンバーの確認といったことで68万件を超える利用がされているというデータが上がってきております。こうした住基ネットにつきましても、住民の方の利便性の向上とともに行政の効率化にも大きく寄与しているわけでありまして、重要な役割を果たすものとなっております。

また、マイナンバー制度における情報連携につきましても、試行運用というかたちで本年7月から既に開始をしておりますけれども、11月中には本格運用というかたちでさらに一段進むという予定でございます。本格運用が始まりますと、より一層、住民の方々の利便性が向上していくということになります。

住基ネットにつきましても、マイナンバー制度の基盤となるものでございますけれども、その重要性がますます高まる中で、セキュリティ対策についても更なる万全な対策が必要になると、県としても考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、本人確認情報の保護という観点から貴重な御助言や御示唆を賜りますよう改めてお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

それでは、高野尾委員さんでございますけれども、本日、台風の影響でダイヤが乱れているということで、県庁への到着が14時頃となる見込みでございます。途中からの参加ということで御了承いただきたいと思います。

現時点で5名の委員の皆様には御出席をいただいております。委員の過半数の出席をいただいているということで、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例第8条第2項の規定によりまして、本審議会は成立いたしていることをご報告いたします。

議事に入る前に、3月末でご退職をされました青木委員に代わりまして、本年7月より委員を委嘱申し上げます。五味委員より自己紹介をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(五味委員)

皆さんこんにちは。諏訪市役所の市民課長をやっております五味と申します。本年7月から委員として加入いたしました。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、本日出席しております県の職員を紹介いたします。

(事務局職員自己紹介)

(司会)

ありがとうございます。それでは誠に申し訳ございませんけれども、小岩企画振興部長につきましては所用によりましてここで退席をさせていただきたいと思っております。

これ以降につきましては、条例第8条第1項の規定によりまして、徳竹会長に議長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(徳竹会長)

徳竹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って進めさせていただきますが、始めに、以降の議事につきましての公開・非公開の扱いですけれども、条例第8条第4項の規定により審議会は原則公開としておりまして、本日の会議につきましてもすべて公開とする予定であります。

ただし、セキュリティ対策の詳細に関する内容についての議論となり、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められ非公開とする場合には、その都度委員の皆様にお諮りして決定して参りたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、県の機関における本人確認情報の適正利用について知事が講じた措置について報告を求めたいと思っております。

最初に議事の(1)「本人確認情報の県事務利用状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(徳竹会長)

ただ今の説明につきまして、なにか御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

(委員)

※質問・意見なし

(徳竹会長)

特に御質問、御意見等ございませんので、この件については、了承されたということにしたいと思っております。県においては、引き続き適切に事務利用を行っていただくようお願いします。

次に、(2)「県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策(監査経過報告)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(説明途中で高野尾委員着座)

(徳竹会長)

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

はい、正木委員さん。

(正木委員)

内部監査の結果が2.96点であったと伺いました。運用の記録が残されていないということで、それほどリスクが高いものではないと思いますが、管理レベルを向上させるという意味ではやはり3点を目指していただきたいと思います。スタートからの取組を徹底するというところでございましたが、減点となった項目について、対象機関だけではなく全体に横展開をしてスタートからの管理レベルの向上を目指していただきたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。実際に指摘をされた所属だけではなく、水平展開は大事な視点であると思っております。全ての事務利用課を対象にした研修会は年度当初に毎年実施しているところでございますので、監査の中で指摘された項目、あるいは、よく指摘される項目を市町村課から紹介させていただくことで注意を促すようにやってまいりたいと考えています。ありがとうございました。

(徳竹会長)

他に委員さんから何かご質問ありますか。よろしいですか。

確認したいのですが、調査表の点検項目はどのくらいあるのでしょうか。

(事務局)

およそ120項目ございます。総務省で定めた調査表になってございまして、そちらを統一的に使っております。

(徳竹会長)

他はよろしいですか。無いようですので、この件につきましては、了承したということにしたいと思います。

県におきましては引き続きセキュリティ対策の向上に努めていただきますようお願いいたします。

(徳竹会長)

それでは、次に(3)「本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3に基づき説明。

(徳竹会長)

利用拡大を含めまして事務局から説明がありましたが、何か御質問・御意見ございますでしょうか。

どうぞ、松江委員さん。

(松江委員)

以前も伺ったかもしれませんが、ネットワークはいわゆるインターネット上を使うということが大前提なのですか。例えば、それを完全に切り離すことは現実問題として可能なのでしょうか。

(事務局)

通常の情報検索に使っているインターネットがございますけれども、その回線とは分離された専用回線で住基ネットは運用されておりますので、つながるといことはございません。

(松江委員)

いわゆる不特定多数の人がアクセスできないようになっているのですね。

(事務局)

はい。

(松江委員)

分かりました。あと、アクセス権限を持っている方というのはどういう方なのでしょうか。

(事務局)

それぞれの事務利用課の中で担当者を決めておまして、その担当職員が住基ネットの端末を利用する際の管理は市町村課でやっておりますので、そこで管理をしながらアクセスをコントロールしていくというところでございます。

(松江委員)

県職員の中で決められた方のみしかアクセスできないということですね。

その際の認証はどのようなルールになっているのですか。

(事務局)

現在は生体認証を導入しておまして、端末に登録をした本人以外ではログインできないという仕組みになっております。

(松江委員)

その部分については十分配慮されてやっているわけですね。

どういう人がアクセスできるのかというのは、少なくともルールで決まっているわけですね。

(事務局)

はい。

(松江委員)

分かりました。ありがとうございます。

(徳竹会長)

他に何かございますでしょうか。

五味委員さん、どうぞ。

(五味委員)

資料3-2に記載のある「新規担当職員」は正規の職員でしょうか、それとも非常勤職員でしょうか。

(事務局)

県の利用事務の中で、例えば旅券の事務につきましては地域振興局の正規職員だけではなくて、嘱託職員も窓口で対応するということになりますので、そうした嘱託職員も対象としております。

(五味委員)

そうした職員の皆さんは任期が短いと思うのですが、そうした方達が退職する時にはどのような対応をしているのでしょうか。

(事務局)

退職される時には必ず端末から登録を削除いたしますし、新任者を登録する際には必ず前任者の登録が削除されていることを確認しております。

(五味委員)

しっかりやっていたらいるということですね。ありがとうございました。

(徳竹会長)

他に何か御質問等ありますでしょうか。

ちょっと基本的な事でお尋ねしたいのですが、外部監査と内部監査については同じことをやっているようにも見えるのですが、外部監査はどのような趣旨で、どこを対象にやっているのでしょうか。何か基準はあるのでしょうか。

(事務局)

外部監査を実施する所属につきましては、事務利用課であればどこでも対象にするということでやっております。ただ、外部監査に入れる箇所数は限定されておりまして、今年度は2箇所のみとなっております。民間の監査法人であれば、セキュリティ面での専門性をお持ちの皆様でございますので、全ての事務利用課に対して外部監査に入っていただくのが理想的だと思いますが、時期的な問題や経費的な問題がございましてなかなか厳しいということがございまして、外部監査を受検する2機関以外の機関に対しては、市町村課職員と情報政策課の職員が県職員としての知見を持って監査をするということで、トータルとして担保していこうと考え

ております。

3年に1度は外部監査か内部監査を必ず受検するという体制で計画を組むようにしております。漏れがないようにやってまいりたいと思います。

(徳竹会長)

外部監査を実施した場合には監査報告書みたいなものが出て、改善点などが挙がってくるのでしょうか。

(事務局)

委託契約の中で監査報告書の提出をお願いしておりますので、市町村課にも出てまいりますし、当然、監査を受検した所属にも市町村課から送付しております。

(徳竹会長)

先ほど正木委員さんがおっしゃられたことと同じですが、そうした指摘事項ですとか改善点等が出た場合にはできるだけ情報を共有していかれたほうがよいと思いますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

分かりました。

(徳竹会長)

他に何かございますか。よろしいですか。それでは(3)につきましては、了承するということにしたいと思います。

それでは議事事項につきましては以上になります。

次に、4の「その他」報告事項になります。(1)「市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4に基づき説明。

(徳竹会長)

ただ今の説明につきまして、何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

澤口委員、何かございますでしょうか。

(澤口委員)

巡回していただいてしっかり指導いただくことは、町村職員としてはありがたいことですので、ご指導いただければと思います。

(徳竹会長)

五味委員、何かありますでしょうか。

(五味委員)

引き続き実施していただければと思います。よろしく願いいたします。

(徳竹会長)

他の委員さん、何かございますでしょうか。よろしいですか。  
事務局から何かございますか。

(事務局)

本日の審議会の中で、徳竹会長や正木委員から水平展開のお話をいただきまして、県の内部での水平展開については積極的にやっていきたいと思いますが、市町村に対してもできる部分があると思っております。総務省が定めたチェックリストは住民基本台帳法でセキュリティを維持するために守秘義務が課せられている部分がございます、安易に表に出せない情報というのもあるわけですが、県と市町村との関係で、市町村のセキュリティ対策につながる部分で何かできることがあればやってまいりたいと考えております。

(徳竹会長)

それでは、本日予定されました議事内容は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。お疲れ様でした。